

## ●8月から「高額医療・高額介護合算療養費制度」の受付が始まります

### 《「高額医療・高額介護合算療養費制度」について》

同じ世帯の加入者（被保険者）の方全員が、1年間に支払われた医療保険と介護保険の自己負担額の合計が基準額を超えたときは、その超えた金額を「高額医療・高額介護合算療養費」として支給します。



区 分		自己負担額の合計の基準額
現役並み所得者		67万円（89万円）
一般		56万円（75万円）
住民税非課税世帯	区分Ⅱ	31万円（41万円）
	区分Ⅰ	19万円（25万円）

通常、毎年8月からその翌年の7月末までの医療保険と介護保険の自己負担額の合計をもとに計算します。

なお、平成20年4月から制度が開始されたため、平成21年度に限り、平成20年4月から平成21年7月末の16か月間の合計額で計算することもできます。その場合の自己負担額の合計の基準額は、（ ）内の金額です。

## 高額医療・高額介護合算療養費の計算例

### ●住民税非課税世帯（区分Ⅱ：世帯全員が住民税非課税である方に適用）の方の計算例

これまでは、例えば、  
1年間で、  
医療保険で25万円、  
介護保険で25万円を支払い、  
**年間の負担が50万円であったものが、**



これからは、  
年間50万円を支払った後、支給の申請をすると、  
基準額：31万円  
を超えた金額（19万円）をお返すことにより、  
**年間の負担が31万円になります。**



### 《申請手続きについての留意点》

- ① 8月から、役場保健福祉課の窓口で申請の受付を開始します。
- ② 平成20年4月から平成21年7月末までの間に、「市町村を超える転居をした方」「他の医療保険制度から長寿医療制度に移られた方」は、転居前の市町村や、以前加入していた医療保険制度の保険者への手続きが必要となります。詳しくは、役場保健福祉課へお問い合わせください。

◎問い合わせ先	小平町役場 保健福祉課 福祉係 ☎ 0164-56-2111（内線272・287）
	北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011-290-5601